

熊 総 第 47 号
平 成 26 年 5 月 13 日

社団法人熊本県建築士会長 殿

国土交通省 大阪航空局
熊本空港事務所 長



空港周辺における航空法に定める建造物等設置の制限について

空港周辺においては、航空機が安全に離着陸するため空港周辺の一定空間を障害物がない状態にしておく必要があるため、航空法第49条第1項及び第56条の3第1項において建造物、植物その他物件について、設置、植栽、又は留置することを禁止する制限を課した表面を設定しております。

つきましては、熊本空港の本制限に関して貴会における周知協力を宜しくお願いいたします。

(問い合わせ)
熊本空港事務所 総務課
TEL: 096-232-2853

[添付するもの]

- ・航空法第49条、第56条の3抜粋
- ・高さ制限のお知らせとお願い (イラスト)
- ・熊本空港制限表面区域図 (熊本空港事務所からのお知らせ)
- ・「空港周辺における建築物等設置の制限」 (パンフレット)

【航空法第49条】

何人も、空港について第40条（第43条第2項において準用する場合を含む。）の告示があつた後においては、その告示で示された進入表面、転移表面又は水平表面（これらの投影面が一致する部分についてはこれらのうち最も低い表面とする。）の上に出る高さの建造物（その告示の際現に建造中である建造物の当該建造工事に係る部分を除く。）、植物その他の物件を設置し、植栽し、又は留置してはならない。ただし、仮設物その他の国土交通省令で定める物件（進入表面又は転移表面に係るものを除く。）で空港の設置者の承認を受けて設置し又は留置するもの及び供用開始の予定期日前に除去される物件については、この限りではない。

2 空港の設置者は、前項の規定に違反して、設置し、植栽し、又は留置した物件（成長して進入表面、転移表面又は水平表面の上に出るに至つた植物を含む。）の所有者その他の権原を有する者に対し、当該物件を除去すべきことを求めることができる。

3 空港の設置者は、第1項の告示の際現に存する物件で進入表面、転移表面又は水平表面の上に出るもの（同項の告示の際現に存する植物で成長して進入表面、転移表面又は水平表面の上に出るに至つたもの及び同項の告示の際現に建造中であつた建造物で当該建造工事によりこれらの表面の上に出るに至つたものを含む。）の所有者その他の権原を有する者に対し、政令で定めるところにより通常生ずべき損失を補償して、当該物件の進入表面、転移表面又は水平表面の上に出る部分を除くべきことを求めることができる。

【航空法第56条の3】

何人も、第56条第1項に規定する空港について前条第2項において準用する第40条の告示があつた後においては、その告示で示された延長進入表面、円錐表面又は外側水平表面（これらの投影面が一致する部分については、これらのうち最も低い表面とする。）の上に出る高さの建造物（その告示の際に現に建造中である建造物の当該建造工事に係る部分を除く。）、植物その他の物件を設置し、植栽し、又は留置してはならない。

2 第49条第1項ただし書の規定は、円錐表面及び外側水平表面について準用する。

3 第49条第2項の規定は第1項の規定に違反する物件について、同条第3項から第8項までの規定は第1項の告示の際現に存する物件で延長進入表面、円錐表面又は外側水平表面の上に出るものについて準用する。

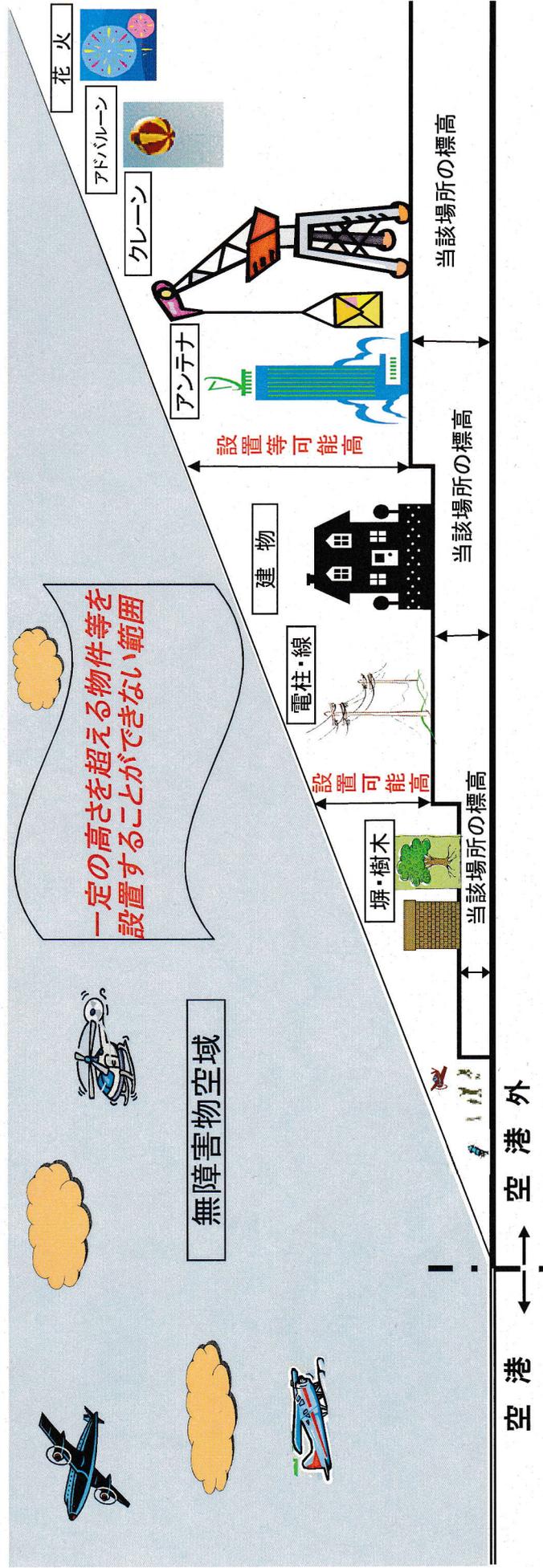
空港周辺における高さ制限のお知らせとお願い

空港周辺では、航空の安全を確保するために周辺の一定空域を障害物が無い状態にしておく必要があり、航空法という法律で各空港に一定の高さを超える物件等を設置できない制限表面を設定し、その制限表面の上に出る高さの建造物、植木その他の物件を設置し、植栽し、又は留置することを禁止しております。なお、各空港ごとに制限表面の範囲が設定されておりますので、国土交通省大阪航空局ホームページをご覧くださいになれるか、お気軽に下記までお問い合わせ願います。

【問い合わせ先】国土交通省大阪航空局 TEL 06-6949-6213 FAX 06-6949-6218

【国土交通省大阪航空局ホームページ】 <http://www.ocab.mlit.go.jp/news/limit/>

○空港の標高(海拔)を基準とします【※標高とは、東京湾平均海面(TP)からの高さのことです。】



(参考)

物件等の中には、建築物はもとより、クレーン等の設置、無線やテレビアンテナの設置、樹木、アドバルーン、浮揚などがあり、ラジコン機や打ち上げ花火なども対象となります。なお、物件によっては承認できるもの若しくは届出を要するものがございますので、上記までお気軽にお問い合わせ下さい。

空港周辺における建物等設置の制限

(航 空 法 抜 粋)

国 土 交 通 省

大 阪 航 空 局

空港周辺における建物等設置の制限

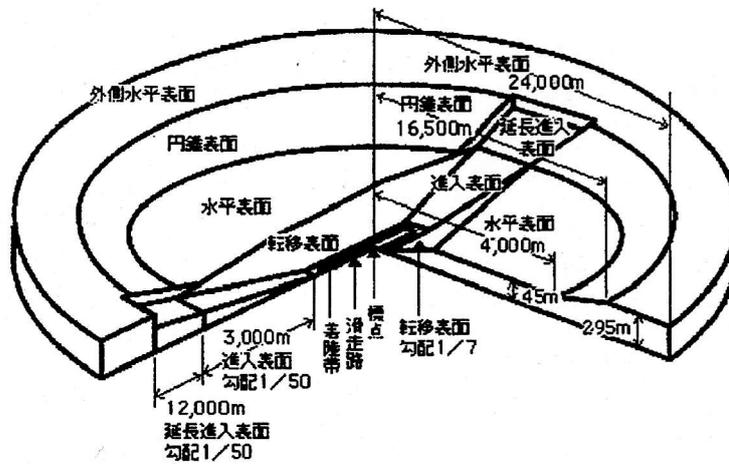
空港周辺においては、一定の高さの建物等を設置することは出来ません。

制限表面の設定

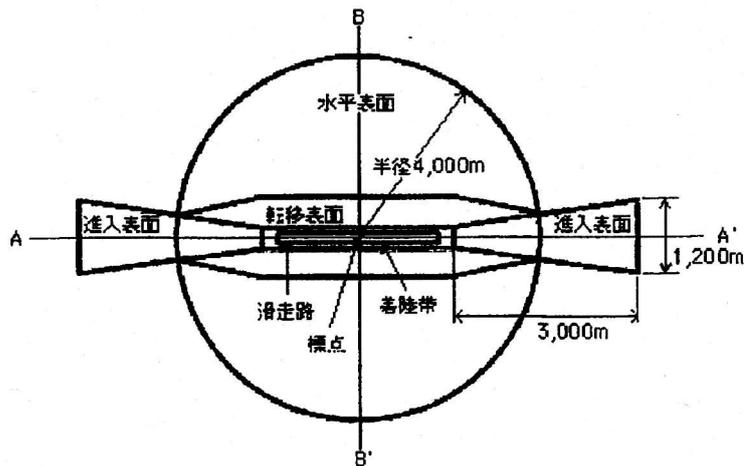
航空機が安全に離着陸するためには、空港周辺の一定の空間を障害物がない状態にしておく必要があります。

このため、航空法において、次のような制限表面を設定しております。

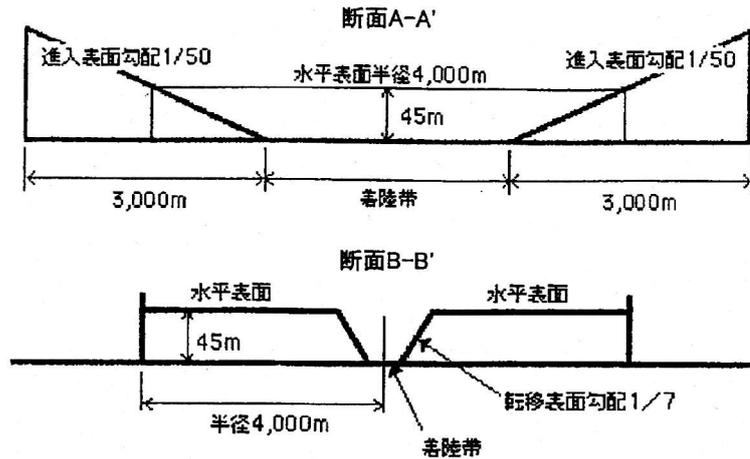
制限表面概略図



制限表面の平面概略図



制限表面の断面概略図



1) 進入表面

着陸帯の短辺に接続し、かつ、水平面に対し上方へ50分の1の勾配を有する平面であって、その投影面が進入区域と一致するもの。

(航空法第2条第8項)

進入区域とは、着陸帯の短辺の両端及びこれと同じ側における着陸帯の中心線の延長3,000mの点において中心線をなす一直線上におけるこの点からの600mの距離を有する2点を結んで得た平面をいう。

2) 水平表面

空港の標点の垂直上方45mの点を含む水平面のうち、この点を中心として半径4,000mで描いた円周で囲まれた部分。

(航空法第2条第9項)

3) 転移表面

進入表面の斜辺を含む平面及び着陸帯の長辺を含む平面であって、水平面に対する勾配が進入表面又は着陸帯の外側上方へ7分の1の平面でその末端が水平表面との接線になる部分

(航空法第2条第10項)

4) 延長進入表面

進入表面を含む平面のうち、進入表面の外側底辺、進入表面の斜辺の外側上方(勾配50分の1)への延長線及び当該底辺に平行な直線で、その進入表面の内側底辺からの水平距離が15,000mであるものにより囲まれた部分。

(航空法第56条第2項)

5) 円錐表面

円錐表面は、水平表面の外縁に接続し、かつ、水平面に対し外側上方へ50分の1の勾配を有する円錐面であって、その投影面が空港の標点を中心として16,500mの半径で描いた円周で囲まれるものうち、航空機の離着陸の安全を確保するために必要な部分として指定された範囲。

(航空法第56条第3項)

6) 外側水平表面

円錐表面の上縁を含む水平面であって、その投影面が空港の標点を中心として24,000mの半径で水平に描いた円周で囲まれるもののうち、航空機の離着陸の安全を確保するために必要な部分として指定された範囲。

(航空法第56条第4項)

※なお、制限表面の範囲については、各空港毎に設定されておりますので、詳細については各空港事務所の窓口でご照会下さい。

制限表面の設定

航空法の定めにより、上記の制限表面の上に出る高さの建造物、植物その他の物件について、これを設置し、植栽し、又は留置することは禁止されています。

ただし、水平表面、円錐表面及び外側水平表面に係るもので「仮設物」、「避雷設備」または「地形又は既存物件との関係から航空機の飛行の安全を特に害さない物件」については、申請により大阪航空局長の承認を受ければ当該制限表面の上に出て、これを設置することができます。

(航空法第49条、第56条の3)

制限表面の上に出るか否かの照会窓口

空港周辺において、建物等を設置しようとする場合は、次の窓口に照会していただき、設置しようとする建物等が制限表面の上に出るか否かを確認して下さい。

また、水平表面、円錐表面及び外側水平表面については、申請によって、制限表面の上に出て仮設物等を設置することも出来ますので、申請窓口等併せて確認して下さい。

なお、取扱時間は、祝日及び年末年始の閉庁日を除く月曜日から金曜日までの9:00～12:00及び13:00～17:00の時間帯です。

●八尾空港	八尾空港事務所	TEL 072-992-0031
●広島空港	広島空港事務所	TEL 0848-86-8650
●高松空港	高松空港事務所	TEL 087-879-6770
●松山空港	松山空港事務所	TEL 089-972-0319
●高知空港	高知空港事務所	TEL 088-863-2621
●福岡空港	福岡空港事務所	TEL 092-621-2221
●北九州空港	北九州空港事務所	TEL 093-473-1089
●長崎空港	長崎空港事務所	TEL 0957-53-6151
●熊本空港	熊本空港事務所	TEL 096-232-2853
●大分空港	大分空港事務所	TEL 0978-67-3771
●宮崎空港	宮崎空港事務所	TEL 0985-51-3223
●鹿児島空港	鹿児島空港事務所	TEL 0995-58-4440
●那覇空港	那覇空港事務所	TEL 098-857-1101

国土交通省 大阪航空局

ホームページ <http://www.ocab.mlit.go.jp/news/limit/>

熊本空港事務所からのお知らせ

熊本空港周辺では、航空の安全を確保するため、一定の空域（右の図の区域）を障害物が無い状態にしておく必要があり、高さ制限（進入表面・転移表面・水平表面・延長進入表面・円錐表面・外側水平表面）を設けています。（法律：航空法第49条）

対象区域内で物件等の設置工事や工事用等クレーンの使用を行う場合は、事前に熊本空港事務所までお問い合わせいただければ、高さ制限表面を突出するか否かの確認をさせていただきます、ご回答いたします。

なお、物件等には、TVアンテナ・看板・電線・電信柱、或いは上空に浮揚するアドバルーンやラジコン機等も該当します。

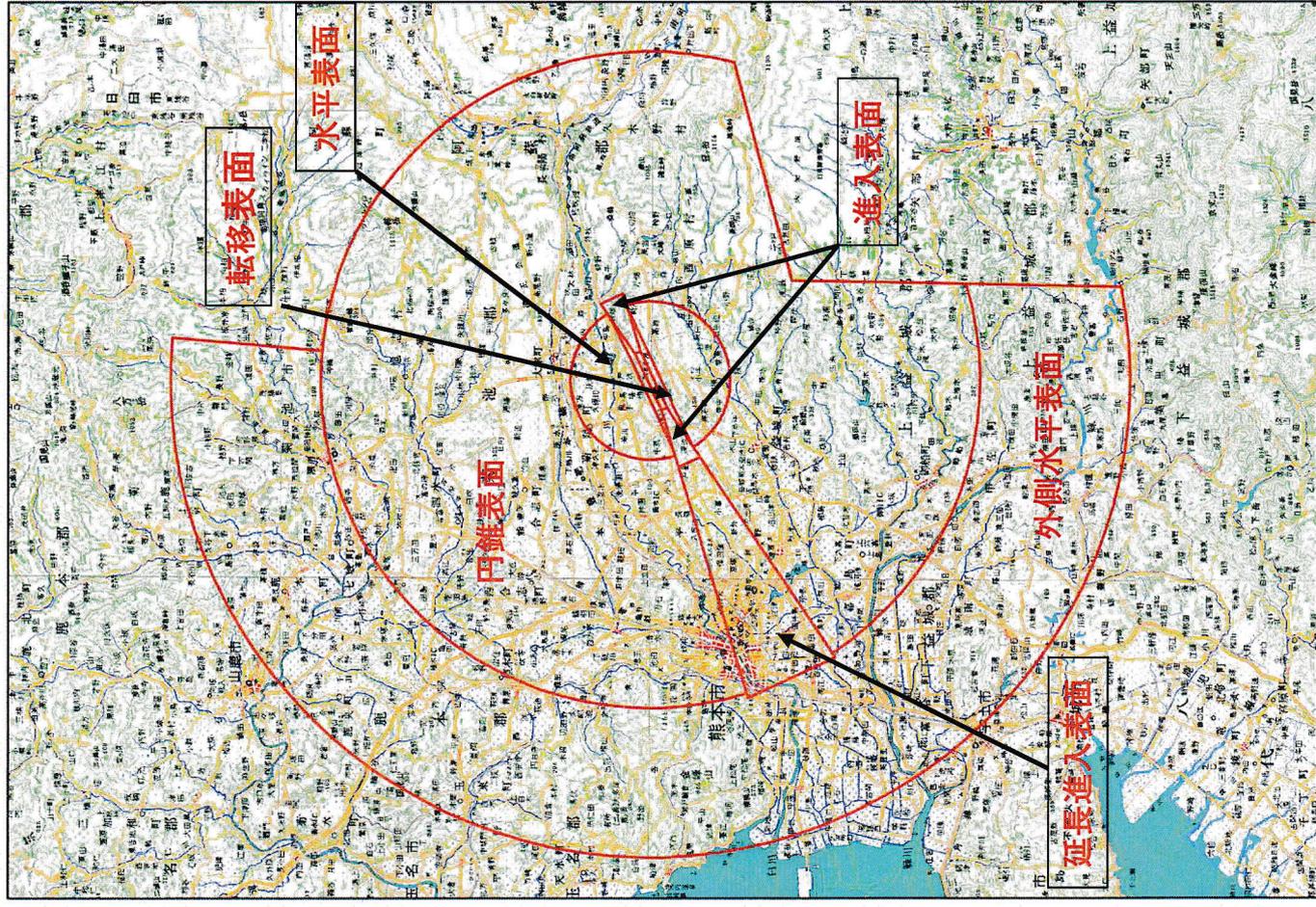
航空の安全確保を図っていくため、みなさんのご理解とご協力をお願い致します。

詳しくは、下記の大阪航空局 熊本空港事務所まで、ごなだでもお気軽にお問い合わせ下さい。

※ お問い合わせ先

国土交通省 大阪航空局 熊本空港事務所
TEL 096-232-2853
FAX 096-232-4774

熊本空港の制限表面区域図



「この地図は、国土地理院長の承認を得て、同院発行の数値地図50000（地図画像）を複製したものである。（承認番号 平成18総検、第810号）」